

宮 介 第 4 5 8 号

平成 2 7 年 8 月 3 1 日

各事業所 管理者 殿

宮崎市福祉部介護保険課長

( 公 印 省 略 )

宮崎市における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針の策定について（通知）

本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り心からお礼申し上げます。

さて、指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に行う指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）については、介護保険制度外の自主事業ではありますが、利用者保護の観点から指定通所介護等の利用者に対するサービス提供に支障がないかを指定権者等が適切に判断できるよう宿泊サービスの実態を把握するための届出を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築するため、本年 4 月に法改正が行われました。

今般、本市においても宿泊サービスに係る指針を策定しましたので、内容をご確認いただき、宿泊サービスを実施している事業所については、事業開始届出を 9 月末日までに提出してください。また、事故発生時の報告については、事故報告書様式により随時報告をお願いします。

記

●指針、様式書類

指針：「宮崎市における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」

様式①：事業開始届出書類（第 1 号様式、付表、参考様式など）

様式②：変更届（第 2 号様式など）

様式③：事業休止・廃止届（第 3 号様式）

※指針、様式は宮崎市ホームページに掲載しましたので、確認の上ご提出ください。また、インターネット環境がない事業所は、宮崎市介護保険課計画指導係までご相談ください。

●提出先

〒880-8505 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号

宮崎市介護保険課計画指導係 担当 鈴木

●提出期限

平成 2 7 年 9 月 3 0 日（水）（消印有効）

●様式ダウンロード

トップページ>健康・福祉>介護保険>事業者の皆さんへ>通所介護等の宿泊サービスについて

●注意事項

- ・ 届出の内容については、介護サービス情報の公表制度により公表が必要となりますので、ご注意ください。
- ・ 通所介護事業所等での宿泊サービスの内容、設備等が、宮崎市指針に適合しない箇所がある場合であっても届出は行わなければなりません。その場合、協議が必要となる場合があります。

宮崎市福祉部介護保険課 計画指導係 担当：鈴木 TEL：0985-21-1777 FAX：0985-31-6337
--